令和6年度 臨時代議員総会資料

日 時 : 2024年8月20日(火) 13:00~14:00

会 場 : 一般社団法人 日本動物看護職協会 事務局

(WEB 開催)



一般社団法人 日本動物看護職協会

一般社団法人 日本動物看護職協会

令和6年度 臨時代議員総会次第

- 1. 開会
- 2. 会長挨拶
- 3. 定足数の報告
- 4. 議事録署名人の選任
- 5. 議事

第1号議案 定款一部変更の件

- 6. その他
- 7. 閉会

第1号議案

定款一部変更の件

第1号議案

定款一部変更の件

【変更の趣旨】

令和元年6月に愛玩動物看護師法が制定され、令和5年5月1日に愛玩動物看護師法が全施行、令和6年4 月には多くの現任者が国家資格取得し愛玩動物看護師登録数が2万人を超えた。このことを受け一般社団法人 日本動物看護職協会は動物看護職の職能団体から国家資格を有する愛玩動物看護師の職能団体へ歩を進める。 よって、現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

【変更箇所の概略】

る事業

(4) 動物看護の広報等に関する事業

(5)動物看護職の労働環境の改善に関する事業

名称の変更 (第1章 第1条)

文言の変更 (第2章 第3条、第4条 第6章 第37条)

会員区分の変更(第3章 第5条)

| 云貝凸刀の変更(第3章 第3末) (下線部分は変更箇所を示します) | | |
|--------------------------------------|---------------------------------|--|
| 現行条文 | 改正後条文 | |
| 第1章 総則 | 第1章 総則 | |
| (名称) | (名称) | |
| 第1条 | 第1条 | |
| この法人は、一般社団法人 日本動物看護職協会 | この法人は、一般社団法人 日本愛玩動物看護師会 | |
| と称する | と称する | |
| 第2条(略) | 第2条(略) | |
| | | |
| 第2章 目的及び事業 | 第2章 目的及び事業 | |
| (目的) | (目的) | |
| 第3条 | 第3条 | |
| この法人は、動物看護に関する学術及び教育の発 | この法人は、動物看護に関する学術及び教育の発 | |
| 展、動物医療における <u>動物看護職</u> の職域の確立を | 展、動物医療における <u>愛玩動物看護師</u> の職域の確 | |
| 図ることにより、動物の健康と福祉の増進及び国 | 立を図ることにより、動物の健康と福祉の増進及 | |
| 民の健康と福祉の向上に寄与することを目的と | び国民の健康と福祉の向上に寄与することを目的 | |
| する | とする | |
| (事業) | (事業) | |
| 第4条 | 第4条 | |
| この法人は、前条の目的を達成するため、次の事 | この法人は、前条の目的を達成するため、次の事 | |
| 業を行う | 業を行う | |
| (1)動物看護の学術及び教育に関する事業 | (1) 動物看護の学術及び教育に関する事業 | |
| (2)動物看護職における職域の確立に関する事 | (2) <u>愛玩動物看護師の</u> 職域の確立に関する事業 | |
| 業 | | |
| (3)動物の福祉及び公衆衛生の普及啓発に関す | (3)動物の福祉及び公衆衛生の普及啓発に関す | |
| | The NIA | |

る事業

事業

(4)動物看護の広報等に関する事業

(5) 愛玩動物看護師の労働環境の改善に関する

現行条文

- (6) 動物看護職の福祉に関する事業
- (7) 公衆衛生の向上に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2項(略)

第3章 会員等

(種類)

第5条

- (1)正会員 <u>動物看護者</u>で、この法人の目的に 賛同して入会した者
- (2)学生会員 この法人の目的に賛同して入会 した<u>動物看護教育課程</u>の専門学校生、大学生で、 学生会員を希望する者
- (4) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため に入会した者又は団体
- (5)名誉会員 この法人に功労があって、第1 4条第2項に定める総会において推薦された者

第6条~第36条(略)

(顧問)

第37条

この法人に、顧問を置くことができる

2 顧問は、会長から業務等の報告を受け、<u>協会</u> の発展並びに<u>動物看護職</u>の社会的認知のため、理 事会に対し適宜意見を述べる

第3項、第4項(略)

第38条~第67条(略)

(新設)

改正後条文

- (6) 愛玩動物看護師の福祉に関する事業
- (7) 公衆衛生の向上に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2項(略)

第3章 会員等

(種類)

第5条

- (1)正会員 <u>愛玩動物看護師</u>で、この法人の 目的に賛同して入会した者
- (2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会 した<u>愛玩動物看護師教育課程</u>の専門学校生、大学 生で、学生会員を希望する者
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため に入会した者又は団体
- (4) 名誉会員 この法人に功労があって、第1 4条第2項に定める総会において推薦された者
- (5) 準会員 令和6年度までの会員で愛玩動 物看護師資格を有せず愛玩動物の看護にあたる者 (動物看護助手)

第6条~第36条(略)

(顧問)

第37条

この法人に、顧問を置くことができる

2 顧問は、会長から業務等の報告を受け、<u>会</u>の発展並びに<u>愛玩動物看護師</u>の社会的認知のため、理事会に対し適宜意見を述べる

第3項、第4項(略)

第38条~第67条(略)

第68条

この定款の変更は、令和7年4月1日から施行す る。

2 但し、第5条(5)の規定については、令和 9年3月31日をもって削除するものとする。